

03 金融庁 構造改革特区第26次 検討要請回答

管理コード	030010	プロジェクト名	非接触型 IC カードによる電子マネーを活用した地方自治体への小口寄付	
要望事項 (事項名)	非接触型 IC カードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする規制緩和	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1029020	
提案主体名	鎌倉市			

制度の所管・関係府省庁	金融庁
該当法令等	資金決済に関する法律第3条及び第37条 銀行法第4条第1項及び第47条第1項
制度の現状	<p>資金決済に関する法律に基づく登録を受けることにより、銀行等以外の者であっても資金移動業者として為替取引を行うことができる。</p> <p>なお、資金決済に関する法律第3条第1項(前払式支払手段)の定義に該当するものを資金移動(為替取引の手段)にも用いる場合は、その発行者は、前払式支払手段発行者としてではなく、資金移動業者として登録を行う必要がある。</p>

求める措置の具体的内容	<p>非接触型 IC カードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする、規制緩和。以下の項目のほか、事業の実現に必要なその他の規制緩和</p> <p>① Suica 等電子マネーが該当する資金決済に関する法律第3条の前払式支払手段について、寄付(資金の移動)の用途に使用できるようにする。</p> <p>② 電子マネーを地方自治体等を対象とした公益性の高い寄付に使用する際に限り、同法第37条に規定する、資金移動業者への登録を免除する。</p> <p>③ ②の影響を受け、必要となる銀行法の規定の緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>鎌倉市は、年間延べ 2,300 万人ともいわれる観光客が訪れるとともに、古都としての性格から、後世に残すべき文化財やみどりに恵まれた自然環境を豊富に抱える、特色ある都市である。</p> <p>このような特色の中、まちを形作る都市インフラや、保存すべき文化財等を約 17 万人の市民負担のみで適正に整備・維持管理することは、厳しい財政状況や施設の老朽化の中で限界となり、住民サービスをも圧迫しかねない、大きな課題となっている。</p> <p>このため、観光客も鎌倉のまちづくりの一員として捉え、訪れた際に、行政(鎌倉市)への一定の寄付を行っていただくことで、よりよい観光インフラ提供により観光都市としての価値を高めるとともに、後世に残すべき資産を適切に保持していくため、本事業に取り組んでいるところである。</p> <p>具体的には、観光客が実際に訪れる場所で、簡便な方法により寄付を可能とすることが本事業の大きなポイントであり、現在交通機関の利用に必須ともいえる、既存の非接触型の交通</p>

系 IC カードによる電子マネーを活用することによりはじめて事業が実現する。

この際に、寄付行為に電子マネーを用いることについて、法規制により実現が難しいことから、この緩和を求めるものである。

既存の電子マネーを寄付に活用することについては、発行業者が資金移動業者に登録することで可能となることと理解をしているが、発行業者にとっては、自らの事業に必要性が無い中での資金移動業者への登録は過度の負担であり、現実性がない。このため、資金移動業者への登録といったハードルをなくすことが事業の成立には不可欠であると考えている。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	①:D ②③:C	措置の内容	①:— ②③:I
<p>① 「提案理由」に記載いただいているとおり、資金決済に関する法律第3条第1項の定義に該当する電子マネーを資金移動(為替取引の手段)の用途に使用するには、同法第 37 条の資金移動業者の登録を受けることによって取り扱うことが可能となります。</p> <p>②③ 資金決済に関する法律は、資金移動に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するため、資金移動の目的のいかんを問わず、サービス提供者(資金移動業者)に対して、資産保全義務等の必要な措置を講じています。</p> <p>寄付を目的とする資金の移動について、資金移動業に係る規制の対象から除外した場合、万一サービス提供者が破綻等したときに、資金の移動(寄付)を依頼した者の保護等が図られなくなるおそれがあることから、提案のあった規制緩和を行うことは困難であると考えます。</p>				

### 03 金融庁 構造改革特区第26次 検討要請回答

管理コード	030020	プロジェクト名	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	
要望事項 (事項名)	地域通貨券の有効期限の要件緩和	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1032060	
提案主体名	熊本県			

制度の所管・関係府省庁	金融庁
該当法令等	資金決済に関する法律第4条第2号 資金決済に関する法律施行令第4条第2項
制度の現状	<p>前払式手段を発行する者は、毎年3月末又は9月末における未使用残高が 1,000 万円を超えるときは、その額の2分の1の額以上の額に相当する額の発行保証金を供託等しなければならない。</p> <p>なお、発行の日から6月内に限り使用できる前払式支払手段や国又は地方公共団体等が発行する前払式支払手段等については、資金決済法の適用除外とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域通貨券の有効期限が6か月を超えると資金決済法の適用となるが、有効期限が1年間であっても適用外とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>&lt;背景&gt;</p> <p>「木の駅プロジェクト」※をはじめとした特定の地域でしか利用できない地域通貨制度を定着させることで、消費が外部に流れないようにして地域経済を活性化し、また、地域通貨制度を通じてコミュニティ醸成を図ることが重要である。</p> <p>※「木の駅プロジェクト」</p> <p>木材の集荷拠点となる「木の駅」に、山林に残った未利用材を集荷し、地元の温泉ポイラ一等で使用するとともに、木材の買取の一部を地域通貨券で行うことで、木材の利用促進、エネルギーの地産地消に加えて、地域商店街の活性化を図る取組。</p> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <p>地域通貨券の有効期限が6か月を超えると、資金決済法の適用となり、年2回の定期報告書の提出義務や基準日(3月30日及び9月30日)未使用残高が1千万円以上となると1/2以上を供託しなければならないなど、管理運営が複雑になることや事務量が増加するため、ほとんどの地域通貨券が6か月以内となっている。</p> <p>このような中、地域通貨券の有効期限が1年間となると、利用者の利便性の向上が図られることや地域通貨券の印刷回数が減ることによる事務コストの削減が図られ、地域通貨発行主体の安定した事業展開が可能となり、地域通貨を通じた地域経済の活性化が期待される。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	II
<p>資金決済法は、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するため、サービス提供者(前払式支払手段発行者)に対して資産保全等の必要な措置を講じています。</p> <p>発行の日から6月内に限り使用できる前払式支払手段を資金決済法の適用除外としているのは、有効期限が短期であるものについては、一般に早期に使い切ってしまうため比較的风险が小さいと考えられることから、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮したことによるものです。</p> <p>一方、有効期限が6月以上といった長期の場合にも資金決済法の適用除外とすることは、万一発行者の破綻により前払式支払手段に係る本来の権利が行使できなくなった場合に、発行保証金から弁済が受けられなくなるなど、利用者保護の観点から適切ではないと考えます。</p>				